

平成20年度 島根県原子力防災訓練の概要

島根県消防防災課
原子力安全対策室

実施方針

■平成20年度の島根県原子力防災訓練は「個別訓練」として実施する。

★島根県の原子力防災訓練の基本的な考え方

(1) 総合訓練（総合防災訓練は、1年おきに実施する。）

事故の発生から終息までの一連の経過の中で、防災関係機関の連携を図りながら、災害応急対策計画の実効性を検証する。

(2) 個別訓練（総合訓練の間の年に実施する）

総合的な訓練のための個別訓練と位置づけ、訓練項目ごと又は各項目を組み合わせた訓練として実施する。

過去の実施状況については、「島根県原子力防災訓練の実施状況」を参照。

開催日時

■平成20年10月28日（火）

【島根県オフサイトセンター活動訓練は平成20年10月9日（木）・10日（金）に、緊急被ばく医療関係者研修は平成20年10月4日（土）に実施。】

今年度訓練の特徴

・緊急被ばく医療訓練

安定ヨウ素剤の内服液調剤訓練をはじめて実施。

・住民避難訓練

一部の道路が通行できない状況下での避難訓練を実施する。

参加住民に、事前に訓練内容を一部知らせず、広報手段を検証する。

避難用バスについて、手配・配車の実時間を検証する。

・災害時要援護者の避難訓練

松江市の災害時要援護者避難支援登録制度に沿った避難訓練を実施する。

・学校の避難訓練

児童の保護者への受渡しに関する連絡手順の確認を実施する。

・初動対応訓練

トラブル通報から災害対策本部立ち上げ準備までを実時間で検証する。

実施主体

■主催 島根県、松江市

主な訓練項目

10月28日（火）

訓練項目	訓練内容
初動対応訓練 （緊急時通信連絡訓練） 【県原子力安全対策室】	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブル通報から、原災法10条までの活動を実時間ベースで検証する。 併せて、関係機関への通信連絡訓練を行う。 ※県災害対策本部の立ち上げは行わない。
緊急時モニタリング訓練 【県保健環境科学研究所】	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の放射線測定体制について、初動対応から緊急事態解除までの一連の活動を検証する。 ・外部の専門機関（財）原子力安全技術センターによる企画立案や評価に関する支援を受ける。
緊急時被ばく医療活動訓練 【県医療対策課】	<ul style="list-style-type: none"> ・安定ヨウ素剤の内服液調剤訓練を実施（松江市立病院）。 ・救護所を開設し、避難住民に対するスクリーニング（＝放射性物質の汚染の有無を確認すること。）を実施。 ・発電所で被ばく患者が発生したとの想定で、通信連絡、松江市消防本部の救急車による救急搬送訓練を実施。
住民避難訓練 【松江市】	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿島・島根・古江地区の3地区約120名の住民が避難所（松江市八雲町）への避難訓練を実施。 ・避難所では原子力防災学習を行う。 ・避難所において、スクリーニングカー、防災パネル、防災資機材等の展示を行う。 ・消防団による避難状況確認を行う（古江地区）。
学校等の屋内退避等訓練 【県教育庁総務課、松江市教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> ・患曇小学校の5・6年生、約50名が避難所（松江市八雲町）への避難訓練を実施する。 避難所では原子力防災学習を行う。 ・その他各訓練参加校においては、屋内退避訓練・原子力防災学習を行う。
災害時要援護者の避難訓練 【松江市】	<ul style="list-style-type: none"> ・松江市古江地区において、松江市の災害時要援護者避難支援登録制度に沿った要援護者の避難訓練を行う。

【 】が主な訓練実施主体

訓練実施時間および訓練事象想定については、訓練項目ごとに設定。

訓練評価

第三者機関による外部評価制度を活用する。

また、訓練参加者（住民を含む）に対するアンケートを実施する。